

# JAS 0001

日本農林規格  
JAPANESE AGRICULTURAL  
STANDARD

---

日持ち生産管理切り花

Cut flowers produced under controls for vase life in growers

2018年 3月 28日 制定

2023年 9月 19日 改正

---

農林水産省

## 目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	日持ち管理	2
5	保守点検	4
	附属書 A	5

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、MPS ジャパン株式会社から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0001 : 2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。



# 日持ち生産管理切り花

## Cut flowers produced under controls for vase life in growers

### 1 適用範囲

この規格は、花き生産者が行う切り花の日持ち性向上のための、栽培管理、採花から出荷までの作業の管理について規定する。

### 2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 採花

花きを収穫すること

#### 3.2

##### 切り花

花きを採花したもの

#### 3.3

##### 日持ち

切り花が観賞できる期間

#### 3.4

##### ほ場

花きを栽培する場所

#### 3.5

##### 水揚げ

切り花に水分を補給させること

#### 3.6

##### 品質保持剤

エチレン阻害剤、抗菌剤、糖質等の品質の保持を目的とした薬剤

#### 3.7

## 前処理

採花後の切り花の日持ちを向上させる目的で、品質保持剤を施すこと

## 3.8

### 作業場

調整, 結束, こん包, その他採花から出荷前までの全ての作業工程を行う場所

## 3.9

### 出荷

生産者が卸売市場等に切り花を輸送すること

## 3.10

### 湿式輸送

切り花を水等に浸す形態による輸送

## 4 日持ち管理

### 4.1 栽培管理

切り花の日持ちに影響を与えないためのほ場の管理は、次による。

- a) 除草が行われていなければならない。

**注記1** 雑草は、病原微生物の発生源となる可能性がある。

- b) あらかじめチェックリスト等によって清掃基準を設定した上で、清掃が行われていなければならない。

**注記2** 植物残さ（渣）、ごみ等は、病原微生物の発生源となる可能性がある。

- c) たばこの煙が植物に当たらないように管理されていなければならない。

**注記3** たばこの煙には、切り花の日持ちを短くするエチレングスが含まれている。

- d) 施設栽培の場合にあつては、あらかじめ栽培期間中の管理温度を設定した上で、その温度で管理されていなければならない。

### 4.2 採花時の管理

導管閉塞による水揚げ不良及び貯蔵糖質の消費を防ぐための採花時の管理は、次による。

- a) 強光下での作業及び葉がしおれた花きの採花が行われてはならない。

- b) ほ場の温度が25℃以上の場合、切り花は、採花後、科学的根拠に基づき切り花の特性に応じてあらかじめ定められた適正な時間及び気温の範囲で保管されなければならない。ほ場の温度が25℃未満の場合でも、同様に管理することが望ましい。

**注記1** 気温が高くなると、切り花からの水分の蒸散量が多くなり、また、呼吸によって貯蔵糖質の消費が激しくなる。

**注記2** 日中などの暑い時間帯を避け、朝夕などの気温の低い時間帯に作業が行われることが考えられる。

**注記3** 多くの品目では、科学的根拠に基づき、採花後、気温10℃以下で保管されている。

- c) 切り花は、採花後30分以内に適切な品質保持剤（**附属書A**参照）を入れた水にその切り口を浸されなければならない。ただし、科学的根拠に基づき切り花の特性に応じて、採花から切り口を浸すまでの適切な時間をあらかじめ設定できる場合には、設定した時間によって管理してよい。

### 4.3 水揚げ及び前処理の管理

水中の細菌増殖を原因とした導管閉塞による水揚げ不良を防ぐための水揚げ及び前処理の管理は、次による。

- a) 使用する水には、水道水が使用されなければならない。ただし、清澄な水（井戸水等）に抗菌剤を適切に使用した水が使用される場合は、この限りではない。また、あらかじめ交換基準を設定した上で水の交換が行われなければならない。

注記 井戸水には、細菌が混入していることが考えられる。

- b) 使用する水には、適切な品質保持剤（附属書 A 参照）が使用されなければならない。

### 4.4 採花から出荷前までの管理

#### 4.4.1 一般

採花から出荷前までの管理は、4.4.2～4.4.4 による。

#### 4.4.2 作業場の管理

切り花の日持ちに影響を与えないための作業場の管理は、次による。

- a) あらかじめチェックリスト等によって清掃基準を設定した上で、清掃が行なわれていなければならない。

注記 1 植物残さ（渣）、ごみ等は、病原微生物の発生源となる可能性がある。

- b) 作業終了後に、作業台とその周辺が清掃されていなければならない。

- c) たばこの煙が切り花に当たらないように管理されていなければならない。

注記 2 たばこの煙には、切り花の日持ちを阻害するエチレンガスが含まれている。

- d) 作業場は、作業中の気温が 25℃未満となるよう管理されていなければならない。

注記 3 気温が 25℃以上となるおそれがある場合には、冷房、換気等によって、気温が 25℃未満となるよう管理されることが考えられる。

#### 4.4.3 予冷及び保管の管理

日持ちを向上させるため、切り花は、出荷前に 10℃以下の気温で 3 時間以上予冷された上で、出荷まで 10℃以下の気温で保管されなければならない。ただし、低温による障害が起きやすい品目については、科学的根拠に基づき切り花の特性に応じてあらかじめ定められた適正な気温の範囲で出荷まで保管されなければならない。

注記 低温による障害が起きやすい品目には、熱帯・亜熱帯性の品目（ラン類、クルクマ、アンズリウム、ヘリコニア、トルコギキョウ、ブバルディア、グロリオサ、サンタンカ、ハス等）などがあるが、これらに限らない。

#### 4.4.4 採花から出荷前までの時間又は温度時間値の管理

採花から出荷前までの時間又は温度時間値は、集荷所を介して卸売市場へ出荷する場合には、48 時間以内又は 500 温度時間値以内で、集荷所を介さず直接卸売市場へ出荷する場合には、72 時間以内又は 750 温度時間値以内で管理されなければならない。ただし、科学的根拠に基づき切り花の特性に応じて、採花から出荷前までに許容しうる時間又は温度時間値をあらかじめ設定できる場合には、設定した時間又は温度時間値によって管理してよい。なお、温度時間値とは、採花から出荷前までの温度（℃）と時間（hour）の積をいう。

### 4.5 出荷管理

#### 4.5.1 出荷

出荷先までは、直射日光や風雨にさらされない状態で、気温が 5℃～15℃の範囲で温度管理が可能な輸送手段が用いられなければならない。ただし、出荷先までの輸送にかかる所要時間がおおむね 1 時間以内の場合における温度管

理については、この限りではない。

#### 4.5.2 湿式輸送時の管理

湿式輸送を行う場合は、抗菌剤を主成分とする品質保持剤が使用されなければならない。

### 5 保守点検

#### 5.1 設備

ほ場内の機械及び器具類の作動状況について、日常点検及び定期点検が実施されていなければならない。

#### 5.2 冷蔵保管する場所

切り花の保管に使用する場合は、適切に管理されていなければならない。

#### 5.3 器具

細菌増殖を原因とした導管閉塞による水揚げ不良を防ぐための器具の管理は、次による。

- a) バケツ、ハサミ、押し切り、カッター等の器具は、雨風が直接当たらず、適切に清掃された清潔な場所に保管されていなければならない。
- b) バケツ、ハサミ、押し切り、カッター等の器具は、使用後に適切に洗浄及び乾燥されていなければならない。

## 附属書 A

### (規定)

### 品質保持剤リスト

品目共通の品質保持剤のリストを表 A.1 に、品目別の品質保持剤のリストを表 A.2 にそれぞれ掲載する。当該リストに記載のあるものと同等の効果が期待できることが証明されているものについても使用してよい。

**表 A.1－品目共通の品質保持剤リスト**

品目	使用が必須の品質保持剤	使用が望まれる品質保持剤
全ての花き	抗菌剤	－

**表 A.2－品目別の品質保持剤リスト**

品目	使用が必須の品質保持剤	使用が望まれる品質保持剤	
ア	アイリス	球根切り花用前処理剤	－
	アガパンサス	STS 剤 <sup>a)</sup>	－
	アネモネ	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
	アリウム	－	球根切り花用前処理剤
	アルストロメリア	アルストロメリア用前処理剤	－
	アンズリウム	－	BA 剤 <sup>b)</sup>
オ	オンシジウム	－	1-MCP 剤 <sup>o)</sup>
カ	カーネーション	STS 剤 <sup>a)</sup>	－
	カトレア	－	1-MCP 剤 <sup>o)</sup>
	カラー	BA 剤 <sup>b)</sup> (湿地性)	－
	カンパニュラ	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
キ	キキョウ	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
	キク	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
	キブサスイセン	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
	キンギョソウ	STS 剤 <sup>a)</sup>	－
ク	グラジオラス	球根切り花用前処理剤	－
	クルクマ	－	界面活性剤
コ	コショウラン	－	1-MCP 剤 <sup>o)</sup>
	コデマリ	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
サ	サクラ	糖質及び抗菌剤を主成分とする前処理剤	－
	サンタンカ	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
シ	シャクヤク	－	STS 剤 <sup>a)</sup>
	シュッコンカスミソウ	カスミソウ用前処理剤	－
	シレネ	STS 剤 <sup>a)</sup>	－

表 A.2—品目別の品質保持剤リスト（続き）

品目	使用が必須の品質保持剤	使用が望まれる品質保持剤	
シ シンビジウム	—	1-MCP 剤 <sup>o</sup>	
ス	スイートピー	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	スカビオサ	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	ストック	—	界面活性剤, BA 剤 <sup>b)</sup> , STS 剤 <sup>a)</sup>
タ	ダイアンサス	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	ダリア	BA 剤 <sup>b)</sup>	—
チ チューリップ	チューリップ用前処理剤	—	
テ	デルフィニウム	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	デンドロビウム・ファレノプシス	—	1-MCP 剤 <sup>o</sup>
ト トルコギキョウ	STS 剤 <sup>a)</sup>	トルコギキョウ用前処理剤	
ニ	ニゲラ	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	ニホンスイセン	—	STS 剤 <sup>a)</sup>
ハ	ハイブリッドスターチス	ハイブリッドスターチス用前処理剤	—
	ハナショウブ	—	STS 剤 <sup>a)</sup>
	ハナモモ	糖質及び抗菌剤を主成分とする前処理剤	—
	パンジー	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
ヒ ビブルナム	—	STS 剤 <sup>a)</sup>	
フ	フバルディア	フバルディア用前処理剤	—
	ブルースター	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	ブルーレースフラワー	—	STS 剤 <sup>a)</sup>
ヘ ベニバナ	—	STS 剤 <sup>a)</sup>	
ミ	ミモザ	ミモザ用前処理剤	—
	ミヤコワスレ	—	STS 剤 <sup>a)</sup>
ユ	ユキヤナギ	—	STS 剤 <sup>a)</sup>
	ユリ類	STS 剤 <sup>a)</sup> (LA 系) 球根切り花用前処理剤 (オリエンタル系)	—
ラ	ラークスパー	STS 剤 <sup>a)</sup>	—
	ラナンキュラス	—	STS 剤 <sup>a)</sup>
リ リンドウ	STS 剤 <sup>a)</sup> (ササ系)	STS 剤 <sup>a)</sup> (エゾ系)	
ル ルピナス	—	STS 剤 <sup>a)</sup>	
<p>注<sup>a)</sup> STS 剤とは、チオ硫酸銀錯体 (Silver Thio Sulfate complex) を主成分とする、エチレン阻害剤として代表的な品質保持剤である。</p> <p>注<sup>b)</sup> BA 剤とは、ベンジルアミノプリン (Benzylaminopurine) を主成分とする、品質保持剤である。</p> <p>注<sup>o)</sup> 1-MCP 剤とは、1-メチルシクロプロペン (1-methylcyclopropene) を主成分とする、エチレン阻害剤として代表的な品質保持剤である。</p>			

制定等の履歴

制 定 平成30年 3月28日農林水産省告示第635号  
最終改正 令和 5年 9月19日農林水産省告示第1193号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 5年 9月19日農林水産省告示第1193号  
令和 5年10月19日から施行する。